

一般社団法人 南信州まつかわ観光局（仮称） 会員規程（案）

平成 29 年 12 月 19 日

（目的）

第 1 条 本規程は、一般社団法人 南信州まつかわ観光局（仮称）（以下、「本法人」という。）定款第 2 章各条の規定に基づき、本法人の会員及び年会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の構成）

第 2 条 本法人の会員は、次の 2 種とし、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （1） 正会員（社員） この法人の目的に賛同し、年会費 1 口以上拠出し活動を推進する個人又は団体
- （2） 賛助会員 本法人の事業を賛助するために、年会費 1 口以上拠出し入会した個人又は団体

（入会）

第 3 条 普通会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに普通会員又は賛助会員となる。

（会費の負担）

第 4 条 普通会員及び賛助会員は、第 6 条で定める年会費を納入しなければならない。

（会員の権利）

第 5 条 会員は、本法人の会員向けサービスの提供を受けることができる。

（年会費）

第 6 条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- （1） 正会員（社員） 1 口 5,000 円 最低 1 口以上
  - （2） 賛助会員 1 口 3,000 円 最低 1 口以上
- 2 年会費の額（口数）については、会員の事業形態等により、別表のとおりとする。

（年会費等の使途）

第 7 条 年会費は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるものとする。

（補則）

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（別表）

※会費の額（口数）については、町観光協会の既負担額を基本としつつ、改めて案を作成します。